

歯科材料9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材 70903000

プレサージュポイント

*【形状・構造及び原理等】

[構造]

- 1) 作業部：天然溶岩粒子を合成ゴムで結合した砲弾状研磨材。
- * 2) 構造：中心部に歯科用マンドレル（専用マンドレルCA）に装着するための保持穴を有する。

販売業者
住所

株式会社 松風
〒605-0983
京都市東山区福稲上高松町 11

電話番号

075-561-1112

【使用目的又は効果】

本材は、タバコのヤニなどの汚れの除去、スケーリング後の歯面研磨、矯正装置着脱前後の歯面研磨に用いる。

*【使用方法等】

[使用方法]

- 1) 本材を口腔内で使用する際には滅菌する。
- 2) 本材を歯科用電動式ハンドピース、歯科用電気エンジン及びマイクロモーター等に装着して通法により使用する。
- 3) 口腔内で使用後、再使用する際には速やかに、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、滅菌を行う。
滅菌方法：オートクレーブ（134℃ 3分、又は121℃ 30分）による滅菌を行う。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- 1) 作業部の保持穴に合わせて専用マンドレルに確実に装着すること。
- 2) 専用マンドレルはハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないことを確認すること。
- 3) 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- 4) 本材は、破損する恐れがあるため、無理な角度や過度の力で専用マンドレルに挿し込まないこと。
- 5) 無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- 6) 研磨時の摩擦熱によりゴムが劣化することがあるので、過度の加圧や回転速度での連続的な使用は避けること。
- * 7) 再使用する際には、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、オートクレーブ又はケミクレーブによる滅菌もしくは薬剤による消毒をすること。（乾熱滅菌は避けること。）
- 8) 塩素系消毒剤は錆が発生することがあるので、長時間浸さないこと。

【使用上の注意】

[重要な基本的注意]

- 1) 指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。

最高許容回転速度
5,000min ⁻¹

- 2) 変形、キレツ、損傷（錆、表面キズ、曲がり、汚損）等のあるものは使用しないこと。
- 3) 本材を使用して研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 4) 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・本材は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

- * 製造販売業者 株式会社 松風プロダクツ京都
* 住所 〒613-0022
京都府久世郡久御山町市田新珠城 21 番地 1
* 電話番号 0774-41-1321